

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

平成 28 年 10 月 31 日
株式会社ミサワ 管理部
(東京証券取引所 市場第一部)
【証券コード：3169】

当社は、コーポレートガバナンスを重要な経営課題と位置付け、①株主の権利・平等性を確保し、②株主及び株主以外のステークホルダーとの適切な協働を促し、③適時・適切な情報開示と経営の透明性を確保し、④取締役会等経営陣が責務を適切に遂行し、⑤株主との対話を充実させることが、企業価値の最大化につながると認識しています。

コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する、当社における取り組み状況や取り組み方針は、以下の通りとなります。

【基本原則 1】(Comply)

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、公明正大かつ透明性を保持しながら、速やかな情報開示を行っています。

また、株主の権利を確保し、株主の共同利益を向上させるため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を明確に分離させています。加えて、監査役及び内部監査室が連携し、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

【原則 1-1. 株主の権利の確保】(Comply)

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、株主の権利が実質的に確保されるようにするため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備などに努めています。

【補充原則 1－1 ①】 (Comply)

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認められるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応要否について検討を行うべきである。

当社では、株主総会における株主の意思を具体的に把握し、経営や株主との対話に反映させるため、相当数の反対票が投じられた場合、株主総会后に議案の賛成・反対要因の分析を行っています。

【補充原則 1－1 ②】 (Comply)

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、取締役会を設置し、総会決議事項の一部を取締役に委任しています。

当社は、取締役会が経営に関する業務意思決定を行い、各取締役が各部署の最高責任者を兼務するとともに、月1回以上開催される取締役会において各取締役の業務執行状況の監督を行うことで、適切かつ機動的な会社運営を可能とする体制を敷いています。

また、監査役が取締役の業務執行状況を監査し、内部監査室が各取締役の業務執行を監視することにより、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

【補充原則 1－1 ③】 (Comply)

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げるものがないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社では、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に配慮しています。

また、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差し止め及び株主代表訴訟の提起など会社法にて少数株主にも認められている権利について、「株式取扱規程」で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるように十分に配慮しています。

【原則 1－2. 株主総会における権利行使】 (Comply)

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主総会は当社における最高意思決定機関であり、株主の意思が適切に反映されなければならない場と認識しています。

当社では、より多くの株主が株主総会に出席いただけるように開催日や開催場所等の設定を行っております。また、出席できない株主については、郵送による議決権行使を可能にし、株主が議決権を行使しやすい環境を整えています。

【補充原則 1－2 ①】 (Comply)

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、株主の権利や利益に影響を及ぼす重要な情報については、迅速かつ適切に開示すべきと認識しています。

そのため、東証適時開示規則に準拠した情報開示を行うとともに、株主の適切な判断に必要なかつ有益と考えられる情報は、当社ホームページを通じて、適時・適切に開示しています。

【補充原則 1－2 ②】 (Explain)

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主総会の招集通知については、記載内容の正確性を期する観点から、招集通知の発送日以後に、当社ホームページにて開示しています。

今後、当社の事務処理能力が向上し、正確性を担保しながらも早期発送が可能な体制が構築された時点で、取締役会決議日以降、可及的早期に発送するよう検討します。

【補充原則 1 - 2 ③】 (Comply)

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、株主総会は株主と当社の重要な対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できるよう、株主総会が集中すると予測される日を避けた開催日の設定を行っています。

【補充原則 1 - 2 ④】 (Explain)

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は、現時点では相対的に少ない状況にあります。今後、これらの比率が増加するようなことがある場合には、議決権電子行使プラットフォームの導入や招集通知の英訳を検討します。

【補充原則 1 - 2 ⑤】 (Explain)

上場会社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としていますため、現時点では、実質株主が、名義人である信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを認めていません。

ただし、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、必要があると判断した場合、実質株主の株主総会への出席に関わる検討を行います。

【原則 1－3．資本政策の基本的な方針】(Comply)

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社は、配当政策をはじめとする資本政策の基本的な方針につきましては、有価証券報告書にて説明を行っています。

【原則 1－4．いわゆる政策保有株式】(Comply)

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。

また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

当社は、現時点におきましてはいわゆる政策保有株式を保有しておらず、今後保有する見込みもありません。

今後、保有見込みが生じた場合には、係る保有の経済合理性等の検証を行うとともに、議決権行使に関する基準の策定・開示を検討します。

【原則 1－5．いわゆる買収防衛策】(Comply)

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、役員及び従業員の株主の割合が比較的高く、敵対的買収のリスクが低いため、現時点では具体的な買収防衛策を導入していません。

【補充原則 1 - 5 ①】 (Comply)

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式が公開買付けに付された場合、会社の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社は、公開買付者に対して企業価値向上のための施策の内容の説明を求めるとともに、真に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものかどうかを当社取締役会が自ら検討し、その考え方を速やかに株主に開示します。

また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げることは行いません。

【原則 1 - 6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】 (Comply)

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

支配権の変動やMBO等の株主の利益に影響を及ぼす資本政策を行う際は、その必要性・合理性をしっかりと検討し、その検討過程や実施の目的等の情報を当社ホームページや東証ウェブサイト等で速やかに開示するとともに、必要に応じて株主総会、決算説明会での説明を行う等、株主への十分な説明に努めます。

【原則 1 - 7. 関連当事者間の取引】 (Comply)

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続きを定めてその枠組みを開示するとともに、その手続きを踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社は、「取締役会規定」により、取締役の競業取引及び利益相反取引については取締役会での審議・決議を要することとしています。

また、個別の取引条件及び取引条件の決定方針等につきましては、株主総会の招集通知及び有価証券報告書にて開示しています。

【基本原則 2】 (Comply)

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。

こうした認識のもとに、当社は、企業としてあるべき姿を以下の 3 点にまとめ、経営理念として掲げています。

1. 高感度 No. 1 ライフスタイルショップ及びレストランの実現

お客様にとっての一番店（一番好きな店）になる。

顧客のCSを最大限に高め、ローヤリティを獲得、最終的にはライフタイムバリュー（顧客の生涯価値）を獲得する。

スタッフがそこに属するプライドや、ヤリガイを実感できる会社をつくる。

2. Good company の実現

会社の目指すゴールに向かい、積極的且つ主体的に仕事に挑戦し、結果を出したスタッフを正当に評価するカルチュアを確立する。

スタッフ各人の成長が店舗や会社の成長に繋がり、またそれがスタッフへの還元やトレーニングに繋がるというスパイラルアップ（螺旋状にどんどん良くなっていく）を構築する。

3. 自分にも地球にも心地よい、健康で感性豊かなライフスタイルの普及

また、経営理念を継続的に実現するためには、法令等を遵守し、公正な競争の下で企業利益を追求することも不可欠であるとの認識から、「コンプライアンス規程」をはじめとする諸規定を制定し、経営陣はもとより従業員に周知徹底を図っています。

【原則 2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】 (Comply)

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、経営理念につきましては上記【基本原則2】のとおりに策定しています。

また、経営理念に基づいて3ヶ年の「中期経営計画」を策定し、その遂行を図ることにより、中期的な企業価値向上を図っています。

【原則2-2. 会社の行動準則の策定・実践】(Comply)

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、経営理念の他に当社の経営陣及び従業員が遵守すべき行動規範を「コンプライアンス規程」をはじめとした諸規定として制定し、適宜研修を実施することによりその浸透・遵守を図っています。

【補充原則2-2 ①】(Comply)

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、定期的な社内会議及び毎週の朝礼等を通じて、継続的に経営理念の周知徹底を図ることにより、行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土の醸成を図っています。

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】(Comply)

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、経営理念「自分にも地球にも心地よい、健康で感性豊かなライフスタイルの普及」のもとに、サステナビリティを意識した経営を行い、社会からの信頼の獲得と継続的な経済的成果を通じて、企業価値の向上と企業の持続的発展を図っています。

【補充原則 2-3 ①】 (Comply)

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

当社は、サステナビリティを巡る課題を、事業成長における重要課題のひとつと認識し、事業活動を通じて顧客に対して「心の豊かさ」を提供するとともに、コンプライアンスを重視した健全な事業活動、従業員一人ひとりの働き方を尊重した就業規則・人事考課制度及び女性が活躍できる職場作り等、日々の事業活動において実現可能な範囲で、諸々の施策を検討・実施しています。

【原則 2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】 (Comply)

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、正社員、販売職正社員及び契約社員等複数の雇用制度を制定することにより、多様化した視点や価値観の存在を重視しています。また、女性の活躍を促進すべく、「就業規則」及び「育児介護休業規程」を制定し、いわゆる仕事と育児を両立する職場づくりを行い、女性の活躍促進の機会を提供しています。

【原則 2-5. 内部通報】 (Comply)

上場会社は、その従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、顧問弁護士、内部監査室及び監査役で構成される内部通報窓口を設置しています。また、「公益通報者保護規程」の制定により、通報者が保護されるよう体制を整備しています。

【補充原則 2-5 ①】 (Comply)

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、社内の内部通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した内部通報窓口を設置しています。また、「公益通報者保護規程」を制定することにより通報者が保護されるよう体制を整備しています。

【基本原則 3】 (Comply)

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しています。その認識を実践するため、当社は、法令に基づく開示はもとより、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される法律に基づく開示以外の情報（非財務情報も含む）も、当社ホームページや東証ウェブサイト等の様々な手段により積極的に開示を行っています。

【原則 3-1. 情報開示の充実】 (Comply)

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

- (i) 経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ及び決算説明資料等にて開示しています。
- (ii) 当社は、コーポレート・ガバナンスの強化により、顧客、社員、株主、その他全てのステークホルダーに対して透明性を確保し、健全性の高い組織を構築し、円滑な関係を維持することが、企業価値・株主価値を高める重要な経営課題と認識しています。

- (iii) 当社は、役員報酬を基本報酬と賞与に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定しています。基本報酬につきましては、役職、職責等に基づいて決定し、賞与につきましては、各期の業績、業績に対する貢献度及び担当職務の執行状況等を勘案の上、取締役会から委嘱を受けた代表取締役が決定しています。
- (iv) 当社は、当社の経営理念に基づき、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物であることを基本に、経験、経営判断能力、リーダーシップ、人格及び心身の健康状態等を評価し選任しています。併せて、管掌部門の問題を的確に把握し、社内外の関係者と協力して問題を解決する能力、知見があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断の上、候補者を選定し、取締役会の審議を経て、株主総会議案として付議することとしています。
- (v) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知の参考書類にて開示しています。

【補充原則 3-1 ①】 (Comply)

上記の情報開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社では、情報開示を重要な経営課題の一つであると認識しています。

そのため、株主をはじめステークホルダーへ付加価値の高い正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行うよう努めています。

【補充原則 3-1 ②】 (Explain)

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

現在は当社の株主における海外投資家等の比率が相対的に低い状況であることを考慮して、日本語サイトの内容の英訳は行っていません。また、決算関連資料及び招集通知につきましても、同様の理由により、英訳は行っていません。

今後、これらの比率が増加するようなことがある場合には、当社ウェブサイト、決算関連資料及び招集通知等の開示情報の英訳を検討します。

【原則 3-2. 外部会計監査人】 (Comply)

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負って

いることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社では、監査役会や経理部門等の関連部門と連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、外部会計監査人の適正な監査を確保しています。

【補充原則 3-2 ①】

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定 (Explain)
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認 (Comply)

- (i) 外部会計監査人の監査実施状況や監査結果報告、定期的なミーティングによるコミュニケーションを通じて、外部会計監査人に関する職務の実施状況の把握・評価を個別に行っているため、外部会計監査人候補を適切に選定・評価するための基準自体は策定していません。
- (ii) 外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っています。
なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しています。

【補充原則 3-2 ②】

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保 (Comply)
- (ii) 外部会計監査人から CEO・CFO 等の経営陣幹部へのアクセス (面談等) の確保 (Comply)
- (iii) 外部会計監査人と監査役 (監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保 (Explain)
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立 (Comply)

- (i) 当社は、外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しています。
- (ii) 当社は、外部会計監査人から要請があれば、代表取締役をはじめ各取締役との面談

時間を設けています。

- (iii) 当社は、会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査役との連携を確保しています。

他方で、当社におきましては、平成 28 年 3 月 29 日に社外取締役が辞任し、現在においては社外取締役が不在な状況であるため、社外取締役との連携はありません。社外取締役が選任され次第、外部会計監査人と同取締役の連携の確保を実施します。また、常勤監査役が内部監査部門と連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っています。

- (iv) 当社は、各取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制としています。

また、監査役会は、常勤監査役が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を求めています。

【基本原則 4】 (Comply)

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、取締役会において、当社の経営方針、事業計画及び資本政策等経営上の重要事項を全て審議し、意思決定を行うとともに、当社の関係会社の重要事項に対する審議・承認や職務執行状況の監督を行っています。

また、監査役が取締役の業務執行状況を監査し、内部監査室が各取締役の業務執行を監視することにより、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

【原則 4-1. 取締役会の役割・責務 (1)】 (Comply)

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

取締役会では、当社の経営理念のもとに、経営戦略や経営計画等の基本方針について、自由闊達でかつ建設的な意見交換が行われます。

また、重要な業務意思決定にあたっては、係る意思決定が経営戦略や経営計画等の基本方針に合致しているか否かという点も踏まえて、検討が行われています。

【補充原則 4-1 ①】 (Comply)

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社の取締役会は、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事

項を「取締役会規程」及び「決裁権限規程」において詳細に定めています。

【補充原則 4-1 ②】 (Comply)

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社は、中期経営計画の達成は重要な経営課題の一つと認識し、その実現に向けて、鋭意個別の業務意思決定及びその執行を行っています。

また、中期経営計画が未達に終わった場合には、未達に至った理由や背景について分析を行い、当社ホームページ、東京証券取引所のウェブサイト及び決算説明会等を通じて株主に説明を行うとともに、その分析結果を修正した中期経営計画に反映させています。

【補充原則 4-1 ③】 (Explain)

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべきである。

当社は、いわゆる役員定年制度を定めておらず、代表取締役の後継者の計画は現時点では策定していませんが、当該後継者につきましては、経営陣の活性化と経営の循環促進を基本とし、社内外を問わず経験、経営判断能力、リーダーシップ、人格及び心身の健康状態等を勘案して、今後選定を行います。

【原則 4-2. 取締役会の役割・責務 (2)】 (Comply)

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社は、業務遂行の実施責任を担う取締役の提案活動は、会社の活性化・会社の持続的

な成長に不可欠なものと認識しています。

取締役会は、各取締役からの提案を随時受け付け、当該提案が経営理念や単年の事業計画、及び中期経営計画等に沿うものであることを多角的かつ十分に検討を行うとともに、取締役会で承認された提案は、各事業分野の担当取締役が中心となって実行します。その実行の際には、人事・財務その他必要な面において、当該提案が円滑に遂行されるべく、取締役会が支援を行います。

また、当社の役員報酬については、基本報酬と賞与に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定しています。基本報酬につきましては、役職、職責等に基づいて決定し、賞与につきましては、各期の業績、業績に対する貢献度及び担当職務の執行状況等を勘案の上、取締役会から委嘱を受けた代表取締役が決定します。

【補充原則 4-2 ①】 (Comply)

経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

当社は、業務執行を担う取締役の報酬に関するインセンティブにつきましては、賞与によって実施しています。

また、賞与は、近年のデフレ傾向による先行きの不透明感に配慮しつつ、中長期的な視点も考慮の上、各期の業績、業績に対する貢献度及び担当職務の執行状況等を勘案し、予め定められた報酬等の総額と利益配分の原資の範囲において、現金報酬と自社株報酬との適切な割合を検討しつつ、支給額が決定されています。

【原則 4-3. 取締役会の役割・責務 (3)】 (Comply)

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

取締役会は、月 1 回以上開催され、各取締役から月次報告を受け、各業務に関する業績等の評価を行います。業績等の評価の結果、取締役会から委嘱を受けた代表取締役が各取

取締役の人事考課や報酬の査定、配置転換を通じて、その評価を人事に反映させています。

また、取締役会は、適時・適切な情報開示が行われるよう内部監査室、内部統制推進部署を整備するとともに、経営理念やコンプライアンス関係の諸規定（コンプライアンス規程、公益通報者保護規程、反社会勢力対策規程等）の制定及び啓蒙を行っています。

更に、関連当事者と会社との間の取引に生じ得る利益相反については、該当する取締役が取締役に適時、適切に上程し、十分な検討の上に審議され、承認後は他の取締役、監査役及び内部監査室によってモニタリングを実施しています。

【補充原則 4-3 ①】 (Comply)

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行すべきである。

取締役の選任や解任については、代表取締役による個人面談及び協議の上、取締役会の審議を経て決定しています。

(1) 取締役の評価項目

①業務執行関連

責任領域の量的評価、責任領域の定性評価、期中における適正な対策実施、他の役員からの助言の組み入れ、組織の適切な誘導、後進の育成

②経営の監督機能関連

監督機能の発揮状況、ビジョンの提示と論理性、取締役会及び業務執行会議でのリーダーシップ、コンプライアンスの実践、経営全領域へのアイデアの提供度合、ステークホルダーへの影響度

(2) 取締役会における審議

代表取締役は、現状の役員体制の良否を検討し、修正が必要であれば取締役会へ変更案を上程し、取締役会において審議する。

【補充原則 4-3 ②】 (Comply)

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

取締役会は、内部監査室や内部統制推進担当を設置し、リスク発生の未然防止及びリスク管理に取り組む体制を構築しています。

内部監査室は、当社グループ社員が取るべき行動規範であるコンプライアンス規程を制定し、全従業員に浸透を図っています。

また、内部監査室は内部統制推進担当と協調し、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングしています。監査等の結果は、担当取締役及び監査役へ随時報告を行っています。

【原則４－４．監査役及び監査役会の役割・責務】(Comply)

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切ではなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査役３名は、全員社外監査役であり、独立した立場で監査役としての責務を果たしています。

また、各監査役は、公認会計士、弁護士、同業種の財務部門の経験者等、各分野において高い専門知識や豊富な経験を有している者であり、それらの知識や経験を活かして、取締役会で専門的かつ幅の広い意見を述べています。

【補充原則４－４ ①】(Explain)

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせ実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査役３名は、全員が社外監査役であり、そのうち１名は常勤監査役となっています。

常勤監査役は、取締役会に加え、経営会議等の業務執行に関する重要な会議にも出席し、情報の収集を図るとともに、積極的に意見を述べ、実効性の高い監査役会を構築していま

す。

また、当社においては、平成 28 年 3 月 29 日に社外取締役が辞任したため、現在は社外取締役が不在な状況であり、適任者を鋭意選定している状況となっています。そのため、社外取締役との連携につきましては、今後の課題と認識しています。

【原則 4－5．取締役・監査役等の受託者責任】(Comply)

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

取締役及び監査役は、会社や株主共同の利益を高めるため、当社を取り巻くステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、経営理念や中期経営計画の公表とその達成に向けたコミットメント、適時適正かつ透明性の高い企業情報の発信、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた対話の促進を、株主に対する受託者責任を全うする上で重要な経営課題と認識し、実行しています。

【原則 4－6．経営の監督と執行】(Explain)

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、独立かつ客観的な経営の監督をより実効的に行うためには、社外取締役を選任することが有益と認識していますが、平成 28 年 3 月 29 日に社外取締役が辞任したため、現在においては社外取締役が不在な状況であり、適任者を鋭意選定している状況となっています。

【原則 4－7．独立社外取締役の役割・責務】(Explain)

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

当社においては、平成 28 年 3 月 29 日に社外取締役が辞任したため、現在は社外取締役が不在な状況であり、適任者を鋭意選定している状況となっています。

社外取締役が就任し次第、対応を検討します。

【原則 4－8．独立社外取締役の有効な活用】(Explain)

独立社外取締役は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 2 名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場企業は、上記にかかわらず、その取組み方針を開示すべきである

当社においては、平成 28 年 3 月 29 日に社外取締役が辞任したため、現在は社外取締役が不在な状況であり、適任者を鋭意選定している状況となっています。

社外取締役が就任し次第、対応を検討します。

【補充原則 4－8 ①】(Explain)

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社においては、平成 28 年 3 月 29 日に社外取締役が辞任したため、現在は社外取締役が不在な状況であり、適任者を鋭意選定している状況となっています。

社外取締役が就任し次第、対応を検討します。

【補充原則 4－8 ②】(Explain)

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社においては、平成 28 年 3 月 29 日に社外取締役が辞任したため、現在は社外取締役が不在な状況であり、適任者を鋭意選定している状況となっています。

社外取締役が就任し次第、対応を検討します。

【原則 4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】(Comply)

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社は、独立社外取締役を選定するに当たっては、会社法上の社外性要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しています。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外役員に選定する際の基準としています。

【原則 4－10．任意の仕組みの活用】(Comply)

上場会社は、会社法が定める機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社の機関設計は、会社法が定めるとおり、最高意思決定機関である株主総会、取締役会、代表取締役、監査役会及び会計監査人で構成されています。

今後、必要性が生じた場合には、任意の仕組みを活用します。

【補充原則 4-10 ①】 (Explain)

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社においては、平成 28 年 3 月 29 日に社外取締役が辞任したため、現在は社外取締役が不在な状況であり、適任者を鋭意選定している状況となっています。

社外取締役が就任し次第、対応を検討します。

【原則 4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】 (Comply)

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社においては、取締役会は、多様性と適正規模を両立させるべく、当社業務に必要な営業、商品開発、生産管理、物流管理及び全社管理の各業務分野に精通した取締役でバランス良く構成されています。

監査役は、いずれも公認会計士、弁護士、同業種の財務部門の経験者等、各分野において高い専門知識や豊富な実務経験を有している者であり、財務・会計に関する適切な知見を有している者で構成されています。

また、当社は、取締役会による意思決定・監督機能、各取締役による業務執行、監査役会による監査機能及び内部監査室による執行状況の監視・報告により、取締役会としての機能の向上を図っています。

【補充原則 4-11 ①】 (Comply)

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社は、優れた経営判断能力、リーダーシップ及び人格を有し、良好な心身の健康状態

を持つ者であることはもとより、当社業務に必要な営業、商品開発、生産管理、物流管理及び全社管理の各業務分野に精通した者、又はそれを代替する程度の深い業界知識・経験を有している者が、それぞれ適材適所の業務を担当することが、取締役会としてあるべき形であると認識しています。

【補充原則 4-1-1 ②】 (Comply)

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

監査役 3 名のうち 1 名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任していますが合理的な範囲内と認識しています。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

【補充原則 4-1-1 ③】 (Explain)

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価については、経営理念の浸透状況や事業計画、中期経営計画の遂行状況という形で分析・評価を行うべきであると認識していますが、その結果の概要の開示につきましては、今後の検討課題と認識しています。

【原則 4-1-2. 取締役会における審議の活性化】 (Comply)

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社においては、平成 28 年 3 月 29 日に社外取締役が辞任したため、現在は社外取締役が不在であり、適任者を鋭意選定している状況です。

しかしながら、社外取締役以外の取締役及び監査役については、月 1 回以上開催される取締役会において、積極的な問題提起や改善提案等が適宜行われ、自由闊達で建設的な議論・意見交換が行われています。

【補充原則 4-1-2 ①】 (Comply)

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

取締役会は、月 1 回以上の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しています。

また、取締役会にて決議される事項は、各取締役及び監査役に事前に提出されるため、取締役及び監査役は内容を熟知した上で取締役会に出席できるとともに、各取締役より毎月、詳細な業務報告が行われることにより、取締役会の審議の活性化が図られています。

【原則 4-13. 情報入手と支援体制】 (Comply)

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。

取締役については、取締役会事務局である管理部が中心となり、その支援を行っています。

監査役については、内部監査室と連携しつつ、必要に応じて関係各部署に情報提供の要請を実施しています。

また、必要に応じて、取締役会・監査役会は、関係する取締役に対して、各取締役・監査役が求める情報が円滑に提供されているかどうかを確認しています。

【補充原則 4-13 ①】 (Comply)

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

当社においては、平成 28 年 3 月 29 日に社外取締役が辞任したため、現在は社外取締役が不在ですが、社外取締役以外の取締役は、各担当業務以外の業務に対しても、必要に応じて適宜追加の情報提供を求めています。

また、監査役は、取締役や内部監査室と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、取締役や関連する部門へ説明、必要とする情報や資料の提供を求めています。

【補充原則 4-13 ②】 (Comply)

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

中長期の市場環境の予測、コーポレートガバナンス体制の有効性の検証、市場ニーズの把握等、業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、コンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用し、検討を行っています。

また、それに伴い生じる費用は、取締役や監査役の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しています。

【補充原則 4-13 ③】 (Comply)

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社においては、内部監査室における監査結果及び社員へのインタビューにより把握された業務執行や執行状況に関する問題点等について、適宜取締役や監査役へ報告がなされています。報告された問題点等については、取締役会や監査役会から関係各部署へ改善指示がなされ、速やかに改善を行っています。

また、当社では、社外取締役や社外監査役の指示を受けて、社内との連絡・調整を行う事務局を設置していませんが、関係各部署における取締役や常勤監査役を通じて、関係各部署が、常時、社外取締役や社外監査役からの依頼を受けられる体制を採っています。

【原則 4-14. 取締役・監査役のトレーニング】 (Comply)

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとらえられているか否かを確認すべきである。

各取締役及び各監査役に対しては、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、必要に応じて、外部セミナー、外部団体への加入及び人的ネットワーク（異業種交流）への参加を推奨するとともに、その費用については、取締役、監査役及び執行役員等の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しています。

【補充原則 4-14 ①】 (Comply)

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

取締役及び監査役は、法律、会計の知識を十分に有している者が対象となっており、就任時におきましては当社の事業・財務・組織等に関して必要な知識のレクチャーが行われています。

また、就任後におきましても、各種会議に出席する等、当社の事業等に関する知識の継続的な更新が行われています。

【補充原則 4-14 ②】 (Comply)

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

取締役及び監査役は、必要に応じて外部研修機関において、事業戦略、財務、組織、リーダーシップ等をトレーニングする機会を設け、会社経営上の意思決定に必要な知識の習得や業務遂行に求められるマネジメント能力の向上を図っています。また、常勤監査役については、必要に応じて各種会議に出席し、店舗の視察等を行っています。

【基本原則 5】(Comply)

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。

そのため、IR担当取締役を中心としたIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主総会はもとより、決算説明会、当社ホームページでの情報の発信、個別IRメールや電話対応及び投資家ミーティングを通じて、株主や投資家と積極的に対話を図っています。

【原則 5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】(Explain)

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社は、IR担当取締役を選任するとともに、管理部をIR担当部署としています。

当社は、株主に対しては、当社ウェブサイトでの情報の発信、事業年度に2回開催される決算説明会や事業年度に2回発信される株主通信、さらに、随時、IRメールや電話での取材の対応、及び投資家とのスモールミーティング等を通じて株主との対話を図っています。

このように株主との対話を個別に検討・実施しているため、これに関する方針の検討・承認、開示は行っていません。

【補充原則 5-1 ①】(Comply)

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

株主との対話（面談）の対応は、管理部の I R 担当者にて行っています。

また、株主の希望や面談を行う株主の所有株式数に応じて、代表取締役や I R 担当取締役が面談に対応しています。

【補充原則 5 - 1 ②】 (Comply)

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記 (ii) ~ (v) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内の I R 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や I R 活動）の充実に関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社では、I R 担当取締役を選任し、I R 担当取締役が管理部の I R 活動に関連する部署を管掌することにより、日常的な部署間の連携を図っています。

I R 担当者にて、投資家からのメールや電話による取材、機関投資家とのスモールミーティング等の I R 取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに事業年度中に 2 回の決算説明会を開催し、代表取締役又は I R 担当取締役が説明を行っています。

また、代表取締役又は I R 担当取締役が株主との対話の中で把握した意見・懸念事項は、必要に応じて、他の経営陣幹部の中で共有しています。

一方で、投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。

【補充原則 5 - 1 ③】 (Comply)

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

毎年1月末及び7月末時点における株主名簿について、必要に応じて株主名簿上の株主構造を把握しています。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】(Comply)

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は、中期経営計画を策定し、売上高、営業利益、営業利益率の目標値を、当社ホームページ等にて開示するとともに、決算説明会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明しています。

また、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢及び経済情勢を踏まえ、毎年見直しを行っており、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、決算説明会や株主総会等で説明を行っています。